

内容変更に係る主な必要書類（家庭的保育事業等）

すべての事業（施設）

☐ 理事会議事録（写）

※ 社会福祉法人以外で理事会がない法人は、理事会にかわる会議の議事録を添付してください。

※ 施設長の変更など人事に関する事項であれば辞令（写）でも可

1 認可定員の変更 <あらかじめ> **【要事前協議】**

定員（認可（利用）定員）が変更となる場合に該当します。

- ☐ 家庭的保育事業等内容変更届出書【様式第25号の9】
- ☐ 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届【様式第5号の1】
- ☐ 建物の平面図・配置図（すべての部屋に面積を記載すること。保育室は有効面積も併記すること。）
- ☐ 家庭的保育事業等概要書（すべての項目を記載すること）
- ☐ 職員名簿
- ☐ 運営規程（新・旧）
- ☐ 事前協議結果

2 福祉の実務に当たる幹部職員（園長、施設長）の変更 <あらかじめ>

園長、施設長を変更する場合に該当します。

- ☐ 家庭的保育事業等内容変更届出書【様式第25号の9】
- ☐ 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届【様式第5号の1】
- ☐ 就任予定者の経歴書
- ☐ 誓約書
- ☐ 保育士資格証（写）※有資格者の場合必須
- ☐ 保育所長初任所長研修会修了証（写）※修了者の場合

3 運営の方法 <あらかじめ> **【要事前協議（一部）】**

運営規程（園則）に定めている事項を変更する場合に該当します。

- ☐ 家庭的保育事業等内容変更届出書【様式第25号の9】
- ☐ 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届【様式第5号の1】
- ☐ 保護者に変更内容を説明した際に交付した書面
- ☐ 事前協議結果（要事前協議の場合のみ）
- ☐ 運営規程（新・旧）

※上記のほか、変更の内容により書類の追加提出を依頼する場合があります。

4 経営の責任者の変更 <あらかじめ>

設置主体である法人の代表者（理事長や代表取締役等）が変更になる場合に該当します。

- ☐ 家庭的保育事業等内容変更届出書【様式第 25 号の 9】
- ☐ 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届【様式第 5 号の 1】
- ☐ 経営の責任者の経歴書
- ☐ 履歴書（新たに就任する者）
- ☐ 誓約書
- ☐ 法人の履歴事項全部証明書
- ☐ 定款、寄附行為等（新・旧）（変更がある場合のみ）
- ☐ 債権債務者登録申請書
- ☐ 変更後の通帳の写し等の口座番号が分かる書類（振込口座が変更となる場合）
- ☐ 業務管理体制にかかる変更届出書【様式第 7 号の 2】（川口市が届出先となっている場合）

5 設置主体の名称、所在地等の変更 <変更から 10 日以内>

設置主体の名称又は所在地の変更のほか、会社分割等の場合に該当します。

※会社分割の場合は設置主体が存続会社である場合に限りです。設置主体が変更する場合又は会社分割による存続会社以外の場合は新たに認可を受けることになります。また、他の法人への事業譲渡等は、新たに認可を取り直す必要があります。

- ☐ 家庭的保育事業等内容変更届出書【様式第 25 号の 8】
- ☐ 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届【様式第 5 号の 1】
- ☐ 法人の履歴事項全部証明書
- ☐ 運営規程（新・旧）（変更がある場合のみ）
- ☐ 定款、寄附行為等（新・旧）（変更がある場合のみ）
- ☐ 債権債務者登録申請書
- ☐ 変更後の通帳の写し等の口座番号が分かる書類（振込口座が変更となる場合）
- ☐ 業務管理体制にかかる変更届出書【様式第 7 号の 2】（川口市が届出先となっている場合）

6 設置主体の役員の変更 <変更から 10 日以内>

設置主体の役員が変更する場合に該当します。

- ☐ 特定地域型保育事業者確認変更申請書兼変更届【様式第 5 号の 1】
- ☐ 履歴書（新たに就任する者のみ）
- ☐ 誓約書

7 業務管理体制（法令遵守責任者）の変更（川口市が届出先となっている場合）

<変更から遅滞なく>

- ☐ 業務管理体制にかかる変更届出書【様式第 7 号の 2】

【業務管理体制の届出について】

・業務管理体制の届出先（区分）は以下のとおりとなります。

○川口市内のみ施設等を有する場合：川口市

○埼玉県内複数の市町村に施設等を有する場合：埼玉県

○埼玉県外（東京都など）にも施設等を有する場合：子ども家庭庁

- ※「施設等」とは、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園など）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業など）を指します。（認可外保育施設は含みません。）
- ・施設等の新設、主たる事務所の移転等により届出先（区分）が変更となる場合は、「業務管理体制にかかる届出書【様式第7号の1】」を変更前の届出先と変更後の届出先の両方に提出する必要があります。
- ※川口市以外に提出する際は、届出先の指定書式を使用して下さい。

事前協議について

本市では、以下の項目の変更について、事前協議の仕組みを導入することとしました。

- ①定員
- ②開所時間（保育標準時間・保育短時間を含む）、施設名、その他保育園利用の手引きの記載項目

事前協議の必要書類

- ・事前協議書
- ・保護者への説明資料（案）【②の場合】

事前協議の期限

【①の場合】

- ・7月～11月変更の場合：変更希望月の3か月前まで
- ・翌年度4月変更の場合：前年度7月31日まで

【②の場合】

- ・前年度7月31日まで

その他注意事項

上記以外の変更を行う場合は、子ども総務課施設認可係までご相談ください。

（例）設置主体の変更（分社化、事業譲渡など）

※認可・確認を再度受けなおす必要があります。

施設の移転、建物の改修、設備の変更

土地・建物の所有関係の変更 など

提出先

川口市子ども部子ども総務課施設認可係

〒332-8601 川口市青木 2-1-1 （郵送先）

川口市中青木 1-5-1（窓口）

川口市役所第二庁舎 4 階

TEL：048-271-9457（直通）

FAX：048-255-3188

メール：083.04010@city.kawaguchi.saitama.jp